

# 朝日町農業委員会議事録

1 開催日時 令和5年5月9日（火）午後4時00分～午後5時00分

2 開催場所 朝日町役場 2階 第1会議室

3 本委員会に出席した委員（10名）

農業委員		
2番	弓野	良子
3番	青木	清美
5番	水島	英樹
6番	水島	正起
7番	竹内	重之
8番	荒尾	和彦
10番	大森	憲一
11番	赤川	慎二
12番	青木	靖浩
13番	大森	雅昭

4 本委員会に欠席した委員（4名）

農業委員		
1番	住吉	一久
4番	清水	智也
9番	数家	善継
14番	水野	仁士

5 説明者 農業委員会 事務局長 竹谷 俊範  
事務局長代理 平坂 昌美  
事務局員 山崎 康治

6 本委員会に付議された議案等の件名

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
- (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件
- (3) 議案第3号 農用地利用集積計画の決定の件
- (4) 議案第4号 農用地利用配分計画の決定の件
- (5) その他

7 会議の内容

事務局 本日は、お忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。  
ただ今から、5月の農業委員会定例会を開会いたします。  
それでは、はじめに、荒尾会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

会 長 それでは、これより、5月の農業委員会会議を開催いたします。  
はじめに、会議録署名委員の指名を行います。  
会議規則第19条第2項の規定により12番 青木 靖浩 委員、3番 青木 清  
美 委員を指名します。  
それでは、これより、議案に移ります。

会 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」を上程いたします。  
事務局より説明願います。

事 務 局 皆様、お疲れ様です。  
どうぞよろしくお願いいいたします。  
それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」について、ご説  
明いたします。  
議案書は、1ページをご覧ください。  
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」、次のとおり農地法第3条  
の規定による許可申請があったので、意見を求めます。  
令和5年5月9日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

今回の申請の概要ですが、許可申請件数は2件で、申請面積は2, 232. 00㎡  
です。

続いて、各申請についてご説明いたします。

1番 譲受人は朝日町窪田〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

1番 譲渡人は朝日町大家庄〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

申請農地は朝日町窪田〇〇〇〇番外1筆、地目は田、2筆、合計1, 298. 00  
㎡です。

権利の設定としては、「譲渡人の要望による」となります。

住吉一久委員、青木靖浩委員より、意見書をいただいております。

2ページをご覧ください。

申請地は、大家庄、窪田地内、譲受人の事務所から約720m、車で約5分圏内の  
距離に位置しております。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、現在譲受人は同集落  
内で耕作しており、申請地についても譲渡人より借受け、で耕作しており、今後も適  
正に管理・耕作されるものと思われまます。

農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は同集落内で問題なく耕作していることから、周  
辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われまます。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満  
たしているものと思ひます。

議案書は、1ページをご覧ください。

2番 譲受人は朝日町窪田〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

2番 譲渡人は宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷5丁目〇番〇号、〇〇 〇〇さんです。

申請農地は朝日町窪田〇〇〇〇番、地目は田、1筆、合計934. 00㎡です。

権利の設定としては、「譲渡人の要望による」となります。

住吉一久委員、青木靖浩委員より、意見書をいただいております。

2ページをご覧ください。

申請地は、大家庄、窪田地内、譲受人の事務所から約640m、車で約4分圏内の距離に位置しております。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、現在譲受人は同集落内で耕作しており、申請地についても譲渡人より借受け、で耕作しており、今後も適正に管理・耕作されるものと思われま。

農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は同集落内で問題なく耕作していることから、周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われま。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと思いま。

議案第1号は以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、審議したいと思いま。

住吉一久委員と青木靖浩委員から意見書をいただいておりますが、住吉一久委員が欠席ですので、青木靖浩委員から意見をお願ひいたします。

青木靖浩委員 事務局から説明のあったとおりです。

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の1番の議案につきまして申請どおり許可いたします。

会 長 議案第1号の2番の議案につきまして、審議したいと思いま。

住吉一久委員と青木靖浩委員から意見書をいただいておりますが、住吉一久委員が欠席ですので、青木靖浩委員から意見をお願ひいたします。

青木靖浩委員 事務局から説明のあったとおりです。

会 長 議案第1号の2番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の2番の議案につきまして申請どおり許可いたします。



面積となることから、やむを得ずこの度の申請となったものです。

申請面積2,705㎡のうち一般住宅敷地の申請面積997.77㎡の土地利用については、住宅敷地面積が160㎡、県道から住宅までの進入道路が50㎡、駐車場約50㎡、駐車場から玄関までのアプローチ部分35㎡、隣接する〇〇〇〇〇〇〇〇や貸駐車場及び貸資材置場との緩衝エリアを兼ねた庭562㎡を予定しております。

また、隣接する会社について、平成13年に転用許可を得て造成建築しておりますが、当時、分筆誤りにより、今回の申請地の一部が会社敷地としてすでに使用されており違反転用状態となっており、始末書が提出されております。

また、貸駐車場及び貸資材置場面積は1,707.23㎡であり、その土地利用については、駐車場面積813.44㎡、積み込みスペースや車回転スペース含む資材置場として893.79㎡が必要で、いずれも最少限の面積となっております。

申請地は、昭和46年度に団体営ほ場整備事業（山崎中部地区）（桜町）が行われ、昭和51年度に換地されてはいますが、8年要件を大きく超えて、46年以上経過しており、朝日町土地改良区、辻岩崎町内会、隣接耕作者からも同意を得ております。

申請地は、10ha以上の一団の農地が広がる第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は、原則不許可ですが、転用目的が「申請地に代えて周辺の他の土地を提供することにより事業の目的を達成できるとは認められない」ことから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

以上 第4条の規定による許可申請の件として、1件 田1筆 2,705㎡となります。

会 長 　ただ今、説明のありました議案第2号の1番の議案につきまして、審議したいと思います。

水野委員から意見書をいただいておりますが、欠席のため、赤川委員にて報告する旨を水野委員より伺っております。

赤川委員お願いいたします。

赤川委員 　詳細については、事務局から説明のあったとおりです。

申請者については、山崎地区で唯一の大手企業であり、町内会活動も積極的に参加されていることから、大変頼りにされております。

また、今回、その会社の基盤が町内に集約されることにつきましても、町内としても大変喜ばしいことでもあります。

水野委員からも、特段問題なしとの意見をいただいております。

会 長 　議案第2号の1番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありますか？

（全員「異議なし」の発言有り）

会 長 　異議なしとのことですので、議案第2号の1番の議案につきまして、申請どおり、県へ進達いたします。

会 長 次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定の件」と議案第4号「農用地利用配分計画の決定の件」につきまして、関連がありますので、合わせて上程いたします。  
事務局より説明願います。

事 務 局 それでは、5ページをご覧ください。

議案第3号「農用地利用集積計画の決定の件」、次のとおり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、朝日町の定める農用地利用集積計画案の提出がありましたので、その決定につき意見を求めます。

続いて、13ページをご覧ください。

議案第4号「農用地利用配分計画の決定の件」、次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、朝日町の定める農用地利用配分計画案の提出がありましたので、その決定につき意見を求めます。

今回の集積計画は、農地中間管理事業にかかるものとそれ以外という2部構成となっております。

それでは、議案の説明に移りたいと思います。

初めに、農地中間管理事業以外の集積計画についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は3件となり、

田：5筆：7, 472.00㎡、畑：0筆：0.00㎡となります。

次に、8ページをご覧ください。

農地中間管理事業以外についての利用権設定状況の内訳です。

3年未満の借り手及び貸し手が、2件、5, 435.00㎡、全て再設定となっております。

3年以上6年未満の借り手及び貸し手が、1件、2, 037.00㎡、再設定となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計各3件、7, 472.00㎡、相対契約となっております。

町外、借り手0件、0.00㎡、貸し手0件、0.00㎡、全て町内の方で、町内各地区分は、表のとおりとなっております。

続けて、農地中間管理事業にかかる集積計画についてご説明いたします。

11ページをご覧ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は23件となり、

田：53筆：82, 934.00㎡、畑：0筆：0.00㎡となります。

次に、12ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業にかかる集積計画の利用権設定状況の内訳となります。

3年以上6年未満の借り手及び貸し手が、3件、3, 829.00㎡、うち、再設定を含む申請が、1件、816.00㎡となっております。

6年以上10年未満の借り手及び貸し手が、1件、2, 141.00㎡、再設定となっております。

10年以上の借り手及び貸し手が、19件、76, 964.00㎡、うち、再設定を含む申請が、6件、36, 655.00㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計各23件、82, 934.00㎡のうち、借り手は全て公社に

なっております。

町外の貸し手は、3件、16,632.00㎡となり、残りの町内各地区分は、表のとおりとなっております。

続けて配分計画についてですが、17ページをご覧ください。

今回の概要といたしまして、申請件数は32件となり、

田：70筆：120,182.00㎡、畑：0筆：0.00㎡となっております。

次に、18ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業にかかる配分計画の利用権設定状況の内訳となります。

3年未満の借り手及び貸し手が、3件、9,086.00㎡、全て再設定となっております。

3年以上6年未満の借り手及び貸し手が、6件、19,182.00㎡、うち、再設定を含む申請が、4件、16,169.00㎡となっております。

6年以上10年未満の借り手及び貸し手が、4件、14,950.00㎡、全て再設定となっております。

10年以上の借り手及び貸し手が、19件、76,964.00㎡、うち、再設定を含む申請が、6件、36,655.00㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計 各32件、120,182.00㎡のうち、貸し手は全て公社となっております。

町外の借り手は、0件、0.00㎡、全て町内の方で、町内各地区分は、表のとおりとなっております。

今回の申請の中には、耕作者変更に係る申請として再配分が9件含まれております。

なお、申請の中で、大字が細野の案件については、昨年10月に細野生産組合に所属する農業者3名により、地域計画の目標地区の作成も見据えて、農地集約化について話し合いを行い、エリア分けに関する協議を行った結果、今回の申請では、31筆、約5.5ha分の利用権設定の変更を行ったものであります。

議案第3号及び第4号については、以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長 　ただ今、説明のありました議案第3号及び議案第4号の議案につきまして、審議したいと思っております。

議案第4号において、当事者である〇〇〇〇委員及び〇〇〇〇委員がおられますので、案件を分けて審議を行います。

まずは、議案第3号及び議案第4号の16ページ107番から110番まで以外の案件について、審議をしたいと思っております。

ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 　異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。

会 長 　次に、議案第4号の16ページ107番から110番までについて、審議したいと

思います。

当事者である〇〇〇〇委員及び〇〇〇〇委員は、しばらく退室となります。

(〇〇委員 退席)

会 長 それでは、議事を進めさせていただきます。  
議案第4号の16ページ107番から110番までについて、ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。  
それでは、〇〇委員の退室を解きます。

(〇〇委員 着席)

会 長 予定しました議案等につきましては、以上で終了いたしました。  
続いて、その他に移ります。  
事務局から何かありませんか。

事務局 次回開催日について…6月6日(火) 16:00～

会 長 そのほかに意見はありますか。

(意見なし)

会 長 それでは、特に意見もないようですので、以上を持ちまして5月の農業委員会定例会を閉会いたします。  
みなさま、お疲れ様でした。

・午後5時00分に閉会する。

この会議録は、内容が正確であることを証明するため、ここに署名押印する。

令和5年 月 日

朝日町農業委員会議長 荒尾 和彦

会議録署名委員

会議録署名委員